

文化審議会著作権分科会
法制問題小委員会
中間まとめ 概要

平成19年10月12日(金)

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会

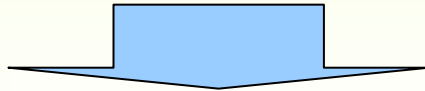
目 次

- 1 「デジタルコンテンツ流通促進法制」について 1
- 2 海賊版の拡大防止のための措置について 2
海賊版の譲渡のための告知行為の防止策、親告罪の範囲の見直し
- 3 権利制限の見直しについて 3
薬事関係、障害福祉関係、ネットオークション等関係
- 4 検索エンジンの法制上の課題について 6
- 5 ライセンシーの保護等の在り方について 7
- 6 いわゆる「間接侵害」に係る課題等について 8
- 7 その他の検討事項 9

1 「デジタルコンテンツ流通促進法制」について

デジタル化、ネットワーク化が進む中、インターネット等で十分にコンテンツが流通していないと諸方面から指摘がある。

このため、「経済財政改革の基本方針2007」や「知的財産推進計画2007」で、2年以内に「デジタルコンテンツ流通促進法制」を整備することとされている。



- ・ 経済財政諮問会議等の問題意識は、過去のTV番組等のインターネットでの2次利用が進むようにすること。
 - ⇒ 過去のTV番組の再利用が進まないのは、ビジネス上の採算の問題等も大きいが、著作権契約に関する問題についても、権利者不明等により契約交渉が容易でない場合の利用円滑化策などを検討すべき。
- ・ インターネット上の新たな創作・利用形態から生じる著作権法上の課題にも対応できるよう、実態等を調査すべき。
- ・ デジタル化・ネットワーク化の下における著作権制度の在り方について、より総合的に検討を行っていく事が適當。

2 海賊版の拡大防止のための措置について

海賊版の譲渡のための告知行為の防止策

- ・ インターネットオークション等を利用して、海賊版の販売が行われる例が増加しているとの指摘がある。
- ・ 海賊版の販売は現行法でも権利侵害。一方、匿名性の高いインターネットでは、その前の販売の告知行為を押さえなければ海賊版の流通の防止は困難だが、譲渡の告知行為は違法ではない。

インターネット上で海賊版の譲渡の告知を行う行為を、「情を知って」（＝事情を承知して）等の一定の要件の下で、著作権侵害行為とみなすことが適当。ただし、ネット以外の広告媒体の取扱いには別途検討が必要。

親告罪の範囲の見直し

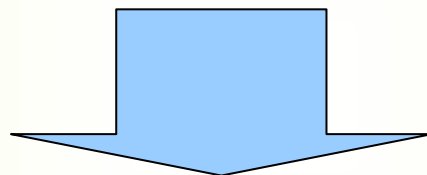
著作権法においては親告罪（公訴提起の要件として告訴を必要とする犯罪）が採用されているが、重大・悪質な著作権侵害事犯に対応するため、見直しが必要との指摘がある。

- ・ 著作権等の侵害を、一律に非親告罪とすることは不適当。
- ・ また、一部の犯罪類型を新たに非親告罪化することについても、社会的な影響等を見て慎重に検討することが適当。

3 権利制限の見直しについて①

薬事関係

製薬企業（MR；医薬情報担当者）から、薬事法に基づいて、医薬品の適正使用に必要な情報を医療機関（医師）に提供する際に、著作権者の許諾無く文献を複製・譲渡ができるようにとの要望。



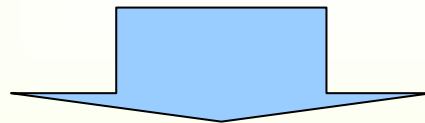
- ・ 患者の生命・身体に関わり、迅速な対応が必要なことから、許諾交渉等のために時間を要することは不適切。権利制限をすることは適当。
- ・ ただし、関係者間の補償金の額の合意も含め実効的な制度運用に向けて、必要な環境が整うことを前提とすべき。

3 権利制限の見直しについて②

障害者福祉関係

障害者団体から、

- ① 視覚障害者のために、録音図書を作成を公共図書館も著作権者の許諾無く実施できるようにすること、
- ② 聴覚障害者のために、著作権者の許諾無く映像に字幕や手話を付けることができるようにすること、
- ③ 知的障害者や発達障害者等にも著作権者の許諾無く映像に要約した字幕を付けることや、デジタル録音図書を作成ができるようにすること
等の要望。

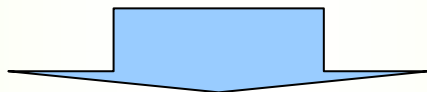


- ・ 障害者のいわゆる情報アクセスの観点から、障害者が著作物を利用できる可能性をできる限り確保する方向で検討すべき。
- ・ ただし、健常者への流出防止策などについて考慮すべき。

3 権利制限の見直しについて③

ネットオークション等関係

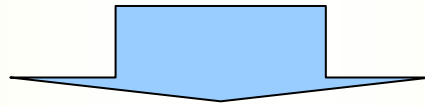
インターネットオークション等において美術品や写真等を出品する際、その商品の画像を掲載することが著作権との関係で問題になるのではないかとの指摘があり、著作権法上の位置づけが問題となっている。



- ・ 美術品等の譲渡を行う際、その商品紹介のために行う画像掲載は売主の義務として必要不可欠なものであり、許諾なしにできるようにすることが適当。
- ・ ただし、その画像掲載が、美術家や写真家等の権利者の利益を不当に害することがないようにすることが必要。

4 検索エンジンの法制上の課題について（デジタル対応ワーキングチーム）

- ・ インターネット上に存在するウェブサイトから必要な情報を検索する手段として検索エンジンが普及しているが、ウェブサイトの収集等の行為が、事前に権利者から許諾を得ることが現実的に不可能であり、著作権の侵害となるおそれがあるとの指摘。
- ・ 現行法での解釈による対応が可能か、もしくは立法措置による対応が必要か検討。



著作権者の権利との調和と安定的な制度運用に配慮しながら権利制限を講ずることが適当。


今後、以下の論点等について早急に結論を得るとともに、具体的な立法措置の在り方を明らかにすることが必要。

- ・ 権利制限の対象範囲をどのように画定するのか
- ・ 権利者が検索対象となることを拒否した場合の対応
- ・ 違法複製物への対応

5 ライセンシーの保護等の在り方について（契約・利用ワーキングチーム）


ライセンシーの保護

- ・ 著作権契約におけるライセンシー（利用者）の地位を第三者に対抗するための制度がなく、ライセンサー（許諾者）が破産等した時のライセンシーの地位が不安定。
- ・ 特許等の分野では特定通常実施権登録の制度が創設された。

- 
- ・ ライセンサーとライセンシーは、ライセンス契約（包括的ライセンス契約を含む）で設定された「許諾に係る著作物を利用する権利」を登録できるようにすることが適当。
 - ・ 制度設計の詳細については、関係業界の意見も聞きながら、より活用しやすい制度となるよう、さらに適切な方策の検討も含め、引き続き検討すべき。

利用権

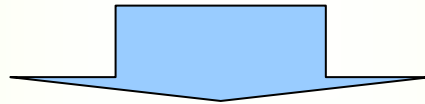
産業財産権制度の専用実施権に相当する権利の規定がなく、物権的な権利を創設することや、第三者への対抗要件として独占的な利用許諾を登録する制度を創設すること等について検討すべきとの指摘。



専用実施権に相当する権利の創設は現行著作権制度の仕組みを大きく変える必要があるため、今後の課題として引き続き検討することが適当。

6 いわゆる「間接侵害」に係る課題等について（司法救済ワーキングチーム）

- ・ 著作物等について自ら物理的に利用行為をする者以外の者に対して差止請求ができるかどうか（いわゆる「間接侵害」）については、著作権法上必ずしも明確ではないと考えられる。
- ・ 特許法は、特許権を侵害するために用いられる物（専用侵害品）等を製造・譲渡する行為を、一定の要件の下で権利侵害とみなすこととしていることも踏まえ、著作権法における立法的措置の必要性等について検討。



- ・ 著作権法固有の利用行為の性質や裁判例の状況を踏まえ、特許法とは異なり、専用侵害品の製造等以外の行為も対象なりうる形で、差止請求の対象の明確化を図ることが適当。
- ・ ただし、その要件については、裁判例や民法の基本理論との整合性にも配慮し、今後、引き続き慎重に検討を進めることが必要。

7 その他の検討事項

- 1～6の検討課題のほか、過去の著作権分科会の報告書で一定の結論が示されているものの、他の状況等を踏まえて改めて結論を得ることとされている課題については、今後、必要に応じて検討を行う。

(課題例)

- ・ 機器利用時、通信過程における一時的固定について
 - ・ 私的使用目的の複製の見直し
- また、通信・放送の在り方の変化への対応については、今後、総務省における「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」の議論に留意しながら検討を続ける。